

～ソフト面へ助成します／

令和8年度 いわて希望応援ファンド 地域活性化支援事業

岩手県内中小企業者等が行う新商品の開発・販路開拓などの取り組みに助成します。

助成事業の区分

1.新事業活動支援事業

新分野への進出や新商品開発など新たな事業活動に係る取り組みを支援します。

【対象者】

- ・県内の中小企業者
- ・NPO法人
- ・農事組合法人 等

2.創業支援事業

創業者が行う新たな商品・サービスの開発等の取り組みを支援します。

【対象者】

- ・県内において新たに創業・起業する者
- ・創業・起業後1年以内の県内中小企業者 等

3.商店街等活性化支援事業

商店街活性化やまちづくり等に係る取り組みを支援します。

【対象者】

- ・県内の中小小売業者(小売業やサービス業者、事業協同組合又は商店街振興組合) 等

募集期間

相談受付期間 令和7年12月9日（火）～1月16日（金）

※相談方法は、電話、E-mail、来訪のいずれかの方法で対応します。お気軽にお問い合わせください。

申請書受付期間 令和8年1月5日（月）～1月23日（金）17時必着

事業実施期間 交付決定日～令和9年1月29日（金）迄

■連絡・注意点

・助成金交付申請書※について、15ページ以内で作成するものとします。

※様式第1号、別紙1～3を含む。

・申請書及び添付書類は、紙媒体で提出いただきます。

・申請の際は事業に要する経費の見積書又は見積根拠の提出が必須となります。

■お問い合わせ先

公益財団法人いわて産業振興センター

産業支援部 地域産業担当

〒020-0857 盛岡市北飯岡2-4-26

Tel : 019-631-3823 E-mail : joho@joho-iwate.or.jp

※公募要領及び交付申請書については、当センターホームページよりダウンロードできます。

<https://www.joho-iwate.or.jp/fund>

助成事業の内容

事業区分		助成率	助成限度額	備考
1.新事業活動支援事業	一般枠	1/2以内 (若者・女性の場合2/3)	200万円	若者とは、令和8年4月1日時点 で39歳以下の方を指します。
	地域資源活用枠	2/3以内	200万円	県が指定した「地域産業資源」 を活用する事業が対象です。
	経営革新計画枠	3/4以内	300万円	県が承認した「経営革新計画」 に基づいて行う事業が対象です。
	連携事業枠	3/4以内	300万円	2者以上の連携体で行う事業が 対象です。
2.創業支援事業		1/2以内(若者・女性、U・I ターン者の場合2/3)	150万円	
3.商店街等活性化支援事業		1/2以内(若者・女性、東 日本大震災津波の被災 地に所在する場合2/3)	100万円	

助成対象経費

【新事業活動支援事業及び創業支援事業 助成対象経費】

経費区分	助成対象経費
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費

※ 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に②又は③を含むこと。

※ 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

※ 連携事業枠において、連携体構成事業者間での商取引で発生した経費は助成対象としない。

【商店街等活性化支援事業 助成対象経費】

経費区分	助成対象経費
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
②新商品・新役務開発・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、調査・研究開発費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
③販売促進・販売力強化事業費	広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
④業種構成再編及び遊休資産利活用事業費	店舗借料、店舗整備費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費

※ 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②、③又は④を含むこと。

※ 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

■対象外経費

✓連携体構成事業者間での商取引で発生した経費 ✓人件費 ✓販売行為 ✓設備購入費
✓振込手数料 ✓消費税・地方消費税 ✓個別営業経費 ✓汎用性があるもの

事業実施に向けた流れ

①交付前

申請申込 →
(令和8年1月23日
17時必着)

申請内容確認 →
(1月下旬～
2月中旬予定)

審査委員会 →
(書面審査：2月下旬～
3月中旬予定)
(プレゼン審査：4月中旬～
下旬予定)

交付決定
(4月下旬予定)

②交付後

事業の実施 →
(交付決定日～
令和9年1月29日まで)

実施実績報告 →

事業完了確認 →

請求・助成金支払